

（年少者用補助乗車装置等）

第110条 年少者用補助乗車装置取付具の強度、取付位置等に関し、保安基準第22条の5第2項の告示で定める基準は、協定規則第145号の規則5. 及び6. に定める基準とする。この場合において、次の各号に掲げるものであって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。ただし、年少者用補助乗車装置取付具を備えた自動車について座席（年少者用補助乗車装置取付具が備えられたものに限る。）を取り外す改造をした場合又は保安基準第22条の5第1項ただし書の自動車に年少者用補助乗車装置を備えた場合については、協定規則第145号の規則5. 3. の規定は適用しないものとする。

- 一 指定自動車等に備えられている年少者用補助乗車装置取付具と同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置取付具
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた年少者用補助乗車装置取付具又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置取付具
- 2 年少者用補助乗車装置の構造、操作性能等に関し、保安基準第22条の5第3項の告示で定める基準は、協定規則第129号の規則4.、6. 及び7. に定める基準とする。ただし、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人未満の自動車を除く。）に取り付けられるものにあつては、協定規則第170号の規則5.、7. 及び8. に適合するものであればよい。
- 3 前項の基準に適合しない年少者用補助乗車装置であっても、次の各号に掲げる年少者用補助乗車装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第129号の規則4.、6. 及び7. 又は協定規則第170号の規則5.、7. 及び8. に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている年少者用補助乗車装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき年少者用補助乗車装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた年少者用補助乗車装置又はこれに準ずる性能を有する年少者用補助乗車装置
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年少者用補助乗車装置は、協定規則第129号の規則4.、6. 及び7. 又は協定規則第170号の規則5.、7. 及び8. に適合しないものとする。
- 一 年少者用補助乗車装置のうち前向きのものであって、年少者の前方に衝撃を緩衝する材料で覆われていない硬い構造物があるもの
 - 二 自動車のシート・バックにつり掛けることのみにより固定する等、座席ベルト、年

年少者用補助乗車装置取付具又は当該自動車の衝突等によって年少者用補助乗車装置から受ける荷重に十分耐えられる取付装置により固定できない構造である、又は年少者を容易に装置内に拘束又は定置することが困難である年少者用補助乗車装置

三 衝撃、振動等によりゆるみ、変形等を生じるおそれのある年少者用補助乗車装置

四 緊急時に保護者又は第三者によって容易に救出することができない構造の年少者用補助乗車装置